

Title	福沢門下の自由民権運動家：草間時福小伝
Sub Title	The activist of movement for freedom and civil rights among students under Yukichi Fukuzawa : the short biography of Tokiyoshi Kusama
Author	寺崎, 修(Terasaki, Osamu)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2007
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.24, (2007.) ,p.71- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集・慶應義塾創立百五十年・慶應義塾福沢研究センター開設二十五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20070000-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢門下の自由民権運動家——草間時福小伝——

寺崎修

一 はじめに

福沢論吉門下の自由党系ジャーナリスト・自由民権運動家には、荒川高俊（栃木）、新井毫（群馬）、加藤政之助（埼玉）、松本福昌（神奈川）、城泉太郎（新潟）、西村玄道（三重）、小室信介（京都）、馬場辰猪（高知）、山田平左衛門（高知）等々の人々がいるが、草間時福もこの系列に属する自由民権運動家である。かれの名前は、久我懋正編『現今民権家品行録』⁽¹⁾、三宅虎太編『民権自由日本演説軌範』⁽²⁾、三木幾太郎編『疑問の人』⁽³⁾、永江為政編『四十年前之恩師草間先生』⁽⁴⁾、宮武外骨・西田長寿『明治新聞雜誌関係者略伝』⁽⁵⁾、『国史大辞典』第四卷⁽⁶⁾、三好恭治「松山中学校と慶應義塾——初代校長・草間時福——」⁽⁷⁾などの文献に登場することもあって比較的多くの人々に知られている。

しかしながら、草間時福の事跡については不明の部分も多く、いまだ信頼すべき一篇の小伝すら見あたらないのは余りにも寂しい。近年における自由民権運動史研究の著しい進展を思うとき、一層その感を深くする。本稿は、このような草間時福研究の現状に鑑み、これまで私が蒐集しえた諸資料を利用し、できるかぎり詳しくかれの政治的生涯を辿ろうとするものである。

この小論が、将来、本格的な草間時福研究がおこなわれる際に、多少なりとも役立つとするならば幸いである。

一一 教員から民権家へ

草間は嘉永六（一八五三）年五月十五日京都の士族下田好文の四男として生まれ、のち草間列五郎の養子となった。安井息軒、中村敬宇に学び、明治七年四月二日慶應義塾に入塾した。入社帳には次のような記載がある。⁽⁸⁾

本人姓名	草間時福
府 県	東京府
身 分	士族
年 齢	二十歳四ヶ月
社中二入タル月日	明治七戌年四月二日
入社証人ノ姓名	東京三大区四小区飯田町三丁目住居国債寮出仕 杉浦正臣

草間は入塾するとまず変則科第四等のクラスに所属した。同じクラスには鹿島秀麿、竹田等、新井毫などがいたが、「慶應義塾学業勤惰表」によると、入塾時から八年四月中旬までの草間の成績は、次の通りである。⁽⁹⁾

明治七年四月下旬	変則	出席割合	算術割合	綴方割合
ヨリ七月中	第四等	九七	九七	九一
明治七年八月下旬	変則			
ヨリ十二月中	第二等	九三	六二	七八
明治八年一月上旬	変則			
ヨリ四月中旬	第二等ノ一	四〇	三〇	六九

さらに八年四月下旬より七月下旬までの成績は次のとおりであった。⁽¹⁰⁾

明治八年四月下旬	本科	出席割合	算術割合	小試業割合	大試業割合
ヨリ七月下旬	第二等	七七	六三	六〇	〇

明治八年七月、草間は慶應義塾を卒業し、愛媛県権令岩村高俊の求めに応じて仲介役をつとめた末広重恭の推薦により、愛媛県英学所（現在の松山東高等学校）の初代所長兼教頭として四国松山に赴任することになった。ちなみに岩村愛媛県権令と草間の間で結ばれた雇入条約書は次のようなものであった。⁽¹¹⁾

第一条 明治八年七月十六日より、同九年七月十五日迄、満一ケ年間と相定め候事、

第二条 給料は一ケ月金四拾円宛と相定め候事、

第三条 雇中、宿代として一ケ月金貳円宛相渡し候事、

第四条 食料は勿論、家具及び使役の奴僕等に至る迄、一切自弁たるべき事、

第五条 雇期限竟らざる中、事故ありて閉校等の節は、爾後三ケ月、給料を相渡し、猶ほ定めの旅費相渡すべき事、

第六条 赴県及び満期帰国旅費金五拾円宛と相定め候事、

第七条 学校諸規則は勿論、教授の順序等、学務課官吏協議の上、取調の権を有すと雖も其施行すると否

とは本県長官専決すべき事、

第八条 定むる所の休日の外、随意に業を廢する時は、其日数の給料を引去る事、

第九条 雇入満期の後、尚ほ引続き雇入る、時は、期限前、更に相談の上条約すべき事、

第十条 条約中、事故ありて自から解約を乞ふ時は、其翌日より給料、旅費共相渡さざる事、

第十一条 校則を破り、或は懶惰、遊蕩、生徒の師標たる能はざれば、期限中と雖も雇を止め、其翌日より

給料は勿論、帰国旅費共相渡さざる事、(以下略)

これを見ると、草間の雇入の期間は、明治八年七月十六日から同九年七月十五日までの一年間であり、待遇は、月給「四拾円」と高額であったことがわかる。草間が、藩費明教館校内に新設された愛媛県英学所に赴任した時の年齢が二十二歳だったことを考えると、それは破格の待遇といえるだろう。愛媛県英学所開設時の

生徒数は「三四十名」ほどで、草間は、村井保固、三輪俣載、竹場成径ら上級生のクラスを受け持ち、ギゾーの『文明史』を講読したという。愛媛県英学所時代の授業の模様について、永江為政は、次のように回想している。⁽¹²⁾

草間先生が所長と教頭を兼ね、助教として柘植武憲、村井保固、三輪俣載の三氏あるのみ、明教館の講堂の三隅に、円るく「テーブル」を囲んで、最上級の組は草間先生、親づから之を担当し、其余の課外席の年長者は、草間先生と柘植先生との受持、勝山学校から最初に転入した三十余名の児童は、其頃の上級生であった村井、三輪の両先生分担せられたのである。ソシテ、学生一同は英書を学ぶ以外に、月に二回又は三回、明教館の講堂の中央を、議場の如く大円形に造り「テーブル」を置き直して正面に演壇を据へ、定期の演説会、若くは討論会が開かれる、其時は必ず県庁から岩村権令が臨席される、……

これにより、草間とともに実際の教育の任にあたったのは草間に加え、柘植武憲、村井保固、三輪俣載の四名だったことがわかる。このうち柘植は大阪から呼び寄せられた教員であるが、村井、三輪の両名は、英学所の最上級生であった。彼らは一方において英学所の生徒であるが、他方において下級生を教育・指導する立場にあつたのであり、まさに「半学半教」が実行されていたことになる。また生徒たちは英書を学ぶ以外に、明教館の講堂で演説討論会を定期的に開き、演説討論の実地演習を受けていたこと、さらにこの演説討論会には、民権権令と称された岩村権令も積極的に参加し、指導にあつていたこと等々、興味深い事実が判明する。

こうして愛媛県英学所赴任後の草間は、岩村権令の理解があつたこともあり、英学教育をおこなう一方、自

由民権運動に積極的に参画することになる。草間が岩村権令とともに街頭に立ち、政談演説をおこなうことも、決して珍しくなかったという。

三 筆禍事件

明治九年二月十九日、草間が明治政府を痛烈に批判する投稿論文（無題）が、『朝野新聞』投書欄に掲載された。文末に「愛媛県松山北夷町寄留 草間時福」とあるので、寄留先の松山から投稿したものであることが明らかである。草間の投書は、次のような刺激的な文言ではじまる。⁽¹³⁾

地球上第一等堅忍能耐ノ人民ヲ問ハ、論者必ラズ謂ン英民ナリト。我輩独リ之ヲ非トシテ曰ク。地球上第一等忍耐ノ人民ハ彼ノ英民ニアラズシテ、此ノ大日本帝国ノ人民ナリト。

このように、草間は、「地球上第一等忍耐ノ人民」は、「英民」ではなく「大日本帝国ノ人民」がであることを強調した上で、次のように続ける。⁽¹⁴⁾

一国ノ人民不幸ニシテ圧政ノ苦軛ヲ受ルコトアラバ出来ルダケ之ヲ辛抱シ、静ニ正理ヲ説テ政府ヲ諫メ、以テ政府ノ本心ニ還ルヲ期望セザルベカラズト雖モ、若シ政府之ヲ容レズ、益ス圧政ノ威暴ヲ行ヒ、益ス自由ノ正理ヲ束縛シ、人民其苦痛ニ耐ル能ハザルニ及デハ、人民不得止シテ革命ノ一途ニ（革命ノ義理ハ

昨秋論ジテ朝野社ニ投稿セリ）出テ旧政府ヲ倒シ、新政府ヲ立テ陰々タル妖氣ヲ掃テ磊々タル自由ノ天日ヲ拝スベキ而已。……然リト雖トモ明治ノ人民ハ已ニ前日ノ人民ニアラズ。現ニ旧政府ノ圧政ニ耐ル能ズシテ革命ヲ起セシ者ニテ、爾来自由ノ空氣ヲ呼吸スル茲ニ九年ナリ。

すなわち草間は、日本人が「地球上第一等忍耐ノ人民」であるとしても「忍耐」には限界があり、政府が圧政をおこない「人民」が「苦痛ニ耐ル能ハザル」場合は、「革命ノ一途」に出て「旧政府ヲ倒シ、新政府ヲ立テ」ることもやむをえないと述べ、現に「明治ノ人民」は、「旧政府ノ圧政ニ耐ル能ズシテ革命ヲ起セシ者」であつたと指摘する。そして草間は、最後に次のような警告をして、この論文を結んでいる。⁽¹⁵⁾

故ニ明治政府ノ賢明ナル已ニ旧政府ノ如キニアラザルヲ知ラバ、又明治ノ人民ハ已ニ前日ノ人民ニアラザルヲ知ル可シ。依テ若シ今日ヨリ後旧政府ノ如キ圧制政府ガ蘇生スルコトアラバ、人民ハ必ず前日ノ如ク之ヲ辛抱スル能ハザルノミナラズ、必ラズヤ權利ノ竹槍ハ東西ニ集リ、自由ノ筵旗ハ南北ニ廻リ以テ世局ヲ一変セン。

すなわち草間は、「圧制政府ガ蘇生スルコト」があれば、必ず「權利ノ竹槍ハ東西ニ集リ、自由ノ筵旗ハ南北ニ廻リ」、政局は「一変」すると警鐘を鳴らし、政府の暴走を言論で抑止しようとしたのである。

しかし、この「投書」は取締当局の忌避にふれ、ただちに翌二十日、編集人沢田直温が呼び出しを受け警察の取調をうけることになった。⁽¹⁶⁾ 草間の論文を掲載した編集人沢田直温が、「政府ヲ変壞シ国家ヲ顛覆スルノ論

ヲ載セ騒乱ヲ煽起セント」することを禁じた新聞紙条例第十三条に違反したというのが、その理由であった。沢田に対する取調はその後も続いたが、「投書」の著者である草間に対しては、この段階ではなんの取調もおこなわれず、三月十日、東京裁判所において沢田直温のみに対する判決が言い渡された。この日の東京裁判所の判決は、次のようなものであった。⁽¹⁷⁾

其方儀本年二月十九日該社新聞第七百四拾号ニ草間時福ナル者ヨリ地球上第一等堅忍能耐ノ人民云々ノ投書ヲ掲載スル科、新聞条例第十三条政府ヲ変壞シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載スルヲ以テ論ジ、禁獄一年申付ル。

判決は、被告の行為を「政府ヲ変壞シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ」たものと認定し、新聞紙条例第十三条すなわち「政府ヲ変壞シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントスル者ハ、禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス」を適用し、「禁獄一年」を言い渡すものであった。著者よりも編集者の量刑が重いのは、新聞紙条例の特徴の一つであるが、それにしても編集者の沢田直温が「禁獄一年」の有罪を言い渡されたのは異常に厳しい判決であった。

さて「投書」の著者である草間に対する公判はそれから二週間余り後の三月二十七日、愛媛県松山で始まった。『朝野新聞』は、次のように報している。⁽¹⁸⁾

愛媛県の草間時福さんも弊社新聞七百四十一号に投書されたことに付去月廿七日と廿九日と両度お糾しが

あつて口書も已に済みたるよし。お掛りの裁判官は十等出仕佐久間恪様だと申します。御裁決になれば又々報知することであり升。

草間自身も後年、この時の裁判の模様について、次のように語っている。⁽¹⁹⁾

私も新聞を読んで此事を知り、何か沙汰があるであらうと実は心待ちに待て居りますと、果せる哉同年三月に召喚状が来た。私は当時は唐人町の富田屋の別荘に仮寓して居りましたので、町の小区戸長に附添はれて、裁判所へ出掛ました。……其時の裁判官は、佐久間象山の甥とかに当る、佐久間格と云ふ人であつた。……裁判官は「人民の身分として、政府を顛覆して、国家を变革するなどは、不埒千万の心得だ」との意味の訊問を受けた、私は「そんな法は無い、人民あつての政府だ、民意に非ざる政府を、人民が改革するは当然の権利で、何が悪いのかと」言ひ張り、裁判官と大議論が初まった。……二度目よりは丸で討論会へでも行く心持で裁判所へ行き、なか／＼屈服せない。当時は今日の如き証拠裁判ではなく「口供完結」と云て、被告人が其罪に伏罪して爪印を押さなければならぬ規則であつた。ソコデ又三度目の時も同様であつたが、今度は裁側官の方で「お前の趣旨は分つたが、之を読む者が国家を顛覆し、政府を变换すると云ふ不穩当な意味に解する、さすれば、其罪を免るゝ事は出来まい」と少しく物優しく出て来た。私は之は新聞条例(憲法)の教唆罪に当嵌めんとしてゐるなど思つたので、教唆罪なら、第十三条に比すれば、罰の範囲も広くして大分軽く、又首従刑の適用を異にするも前例なき事にて、ドーセたゞで済ぬ事なるべければ、茲らで梟を付けるのが得策と感じ、「成程他人がさう解するなら仕方がない、それは誤解で有て、

誤解するのは、する者が悪いのであるが、それが私の罪だと言はれりや已むを得ない、罪に服するより外はない」と言つて仕舞ました。之で裁判は終結となり、……

こうして草間に対する愛媛県裁判所の公判は終結したが、判決言渡日を翌日にひかえた三月三十日夜、草間は突然、岩村権令の自宅に呼ばれた。岩村権令は、草間身の上を案じ、今後の対応についてアドバイスをするつもりであつたらしい。草間は次のように述べている。⁽²⁰⁾

……岩村権令から手紙が来て、「過日来御苦勞の趣であるが、愈よ明日は刑名宣告と申す事故、当分高話を聞く事も叶ぬ故、今夜是非話に来るやふ」といふ事であつたので、私は早速出掛けて行きました、岩村権令に前日来、佐久間裁判長との弁論の概要を述べて、「随分圧制でありませんか、併し最後に裁判長も一步を譲り、教唆の方向に転じ来りました、到底唯では済まぬこと、考へましたから、天下の人が誤解するからとて、それで私を罪するならば、仕方ありません」と、伏罪した事を話したれば、岩村君もそれは宜かつたとの事で、そこで、何程にやられますかと尋ねたれば、「先づ八ヶ月の禁獄に、百円の罰金位ひであらう」と洩らして呉れました、そして岩村氏は、最後に「上告だけはせぬ様にして貰ひたい、でなければ、面倒になつて来るから……」と附け足された。私は承知の旨を答へて、岩村氏の宅を辞去せんとすると、岩村の奥さんが、「二寸」と言つて、私を物蔭へ呼び、「聞けば今回はお気の毒な事に成たさうな、就ては失礼ながら御用意も如何かと存じますので、どうか之を……」と言つて百円の金包を渡して呉られた、私は非常に嬉しく押戴いて感泣し、帰宅の後、母にも其訳を話し、それを懐中して翌日早速裁判所へ

行った。

三月三十一日、愛媛県裁判所は、草間に対し判決を言い渡した。その全文は次の通りである。⁽²¹⁾

伊予国温泉郡北夷子町寄留

京都府士族 草 間 時 福

其方儀本年二月中東京朝野新聞社へ差向ケ地球上第一等堅忍能耐ノ人民云々ノ論ヲ投書致スコ新聞条例第十二条教唆ニ止ル者ヲ以テ論ジ編輯人沢田直温ノ従トナシ禁獄ニヶ月罰金(五十円) 十円申付ル^(紙・被告)

明治九年三月三十一日

愛媛県裁判所印

前日、岩村権令より「八ヶ月の禁獄に、百円の罰金」と聞かされていたにもかかわらず、実際の判決は、「禁獄ニヶ月罰金十円^(五十円)」というきわめて軽いものであった。「新聞条例第十二条教唆ニ止ル者ヲ以テ論ジ」というのは、編集人沢田直温に適用した新聞紙条例第十三条を草間には適用せず、第十二条の規定、すなわち「新聞紙若クハ雑誌・雑報ニ於テ人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ハ、犯ス者ト同罪。其教唆ニ止ル者ハ、禁獄五日以上三年以下、罰金十円以上五百円以下ヲ科ス」なる規定のうち、「教唆」を適用するという趣旨である。すなわち草間の行為は、第十二条の定める犯罪の「教唆ニ止ル」と認定され、「禁獄ニヶ月罰金十円^(五十円)」という予想外の軽い判決となったのであった。草間は、予想外の判決となった事情について、次のように語っている。⁽²²⁾

そして、禁獄八個月、罰金百円と云ふ申渡しを待て居ると、佐久間裁判官は「禁獄二個月、罰金五拾円」と云ふ申渡しをした、私は前夜の先入があるから、不思議に感じ、自分の聴誤りであるかも知れぬと思つたので、武藤と云ふ警察所長、今日から云へば警部長に調書を見せて貰ふと、矢張り真実でありました。武藤所長は、私に向ひ、これは当庁の内規ではありますが、上告をなさるか、なされぬかをお尋ねしますと云ふ事で、「イヤどう致しまして、こんなに安いのなら、上告杯は致しません」と答へ、件の百円紙幣を出して、之で罰金を受取て貰ひたいと言ふと、武藤所長は私の顔と、百円紙幣とを等分に眺めつつ「エライ御用意がよいですなア」と笑ひました、後から聞くと、裁判言渡の朝、最後の決判を取りに、佐久間判事が岩村権令の席にゆきたれば、岩村君は教唆でやるのか、教唆罪なれば罰金は五円より、禁錮は幾日よりにて、其範圍も広いではないかと、一声言はれたので、佐久間判事が、再考の上、改めて殆ど半減程に成たと云ふ事が分かった。

判決当日の朝に、岩村権令が佐久間判事に量刑の再考を求めたという右の証言は、にわかに信じがたいが、司法と行政が未分離の当時においては違法とはいえず、行政の司法への介入はありえないことではなかった。それゆゑ岩村権令が佐久間判事に量刑の再考を求めた可能性は、否定できないであろう。しかし、本事件を新聞紙条例第十二条違反事件と認定した愛媛県裁判所の判決は、同条例第十三条違反事件と認定した東京裁判所の判決と内容的に大きく食い違うものがあり、判決には疑問が残る。『朝野新聞』は、この点に論及して、次のような批判をおこなっている。⁽²³⁾

吾輩ハ東京裁判所ニ於テ前仮編輯長直温ニ申渡サレタル文面ト把テ相照見スルニ、一ハ則チ政府ヲ変壞シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載スルヲ以テ論セラレ、一ハ則チ教唆ニ止ルヲ以テ論セラル。即チ此ハ、新聞条例第十二条ノ犯罪ニシテ、而シテ彼レハ、第十三条ノ犯罪ナリ。夫レ此犯罪ノ根原タル我社新聞第七百四十一号ニ載セタル投書ハ其論スルトコロニ於テ固ヨリ二様ノ趣意アルベキ筈ナシ。

しかし、この判決に被告も検察官も異議を唱えず上告をしなかったため、この判決は確定判決となり、草間は、ただちに服罪することになった。しかし、草間自身が「東京には獄舎があつたが、其頃松山には未だ政事犯の獄舎が無かつたから、私は自宅禁錮(24)で有ました」と述べているように、草間は温泉郡北夷子町の寄留先で二か月間の謹慎生活を送つただけで刑期を満了することになったのである。

四 満期後の動静

明治九年五月二十九日に刑期を満了した草間は、翌三十日ただちに愛媛県英学所の所長兼教頭に復帰した。愛媛県英学所は、九年七月に「愛媛県愛則中学校」となり、同年九月には「愛媛県北予愛則中学校」と改称し、さらに十一年六月には「愛媛県立松山中学校」と改変されるが、この間、草間は一貫して所長・校長を続け、十二年七月までその任にあつた。

ところで草間は、筆禍事件で有罪となつたにもかかわらず罷免されることもなく教員生活を続ける一方、自

由民権家としての活動も休止することはなかった。草間は刑期満了とともに政談演説を再開し、これを生徒にも奨励するなど、以前にも増して活潑な活動を展開したのであった。草間は次のように回想している。⁽²⁵⁾

此年に、英学校は変則中学校と組織が変り、科目も増し、生徒数も増加した、そして、討論会を盛んに行つたもので、学校の外では、政談演説会が随時随所に於て開かれるので、私の如きも、一方では教育の任に当り、一方では盛に政談演説をやつた者です、私は自分がやる計りでなく、生徒にも奨励してやらしたのですから、今日ならば直に免職と云ふ所ですけれど、当時は時勢が時勢であつて、殊に岩村権令自身が、聞ゆる自由民権論者であつたから、問題とはならない。

明治十年六月草間は上京し、六月九日および同月二十三日の両日、三田演説会に弁士として登壇している。⁽²⁶⁾上京の目的が、三田演説会に出席のためのみだったのか、あるいは福沢となにか相談することがあつたのかよくわからないが、草間が三田演説会に出席するだけのために上京したとは考えにくい。私は、草間が二回目の任期切れを目前にひかえ、福沢と後継者の相談をするために上京したのではないかと考えているが、この点については後考にまらしたい。

さて、松山に戻つた草間は、同年七月十七日に創設されたばかりの自由民権政社公共社の活動に積極的に参画することになる。公共社は、土佐の立志社や阿波の自助社の活動に大きな刺激をうけた長屋忠明が、宮本積徳、村井信大、井手正光らの同志を集めて設立したもののだが、⁽²⁷⁾草間もただちにこれに加わり、長屋とともに陣頭に立つて公共社の拡大発展につとめることになつたのである。草間が起草したといわれる。「公共社趣意書」

は、同社設立の目的を次のように述べている。⁽²⁸⁾

余輩等一念茲に至る毎に針砭に坐するが如く、未だ嘗て感発興起せずんばあらざるなり。依て同志相会し結社盟約し、互いに交際を親睦し、智識を講究し、利害相共し、緩急相救、以て人民の権利を鞏固にして、其義務を励し、断乎として政府人民の間に立て、其権衡の偏重を防ぎ、同胞協和し、万邦懾伏し、永く我大日本国の光輝をして四荒八表に煥発せしめんとす。是れ余輩等同志の公共社を設立する由縁也。

こうして創設された公共社は、あくまで言論活動を重視し、まもなく同社の言論活動を支える『海南新聞』⁽²⁹⁾を入手することになる。のちに衆議院議員となる山本盛信は、この間の事情について次のように述べている。

今の海南新聞の前身を、愛媛新聞と言って居りました、明治九年九月十一日の発刊だったので、同^(十)十一年に海南新聞と改題しました、木村功君^(十一)が経営し居りましたのを、松山藩士中の有志四十余人で、公共社といふ政社を興しまして、此の公共社が海南新聞を引受ける事になりました、其時に草間先生は、松山中学校の校長であったが、間接に編輯に大分力を竭され、遂には工場迄出て来て手伝ふような塩梅でした。

明治十一年に入ると、立志社を中心に愛国社を再興し、全国の民権政社の連携を深めようとする動きが一段と活潑化するが、公共社もこれに無関心でいるわけにはいかなかった。とくに明治十一年五月十一日、立志社

の植木枝盛と栗原亮一が「愛国社再興趣意書」を携え、中国・四国の遊説隊員として松山を訪れたことは、公共社幹部の長尾、草間らだけでなく一般の社員に対しても大きな刺激を与えることになった。植木と栗原の松山滞在は五月十七日にまで及んだが、『植木枝盛日記』には、次のような記載がある。⁽³⁰⁾

○ 十一日 松山に到り魚町綿屋に投し、愛香社に往き西川通徹を訪ふ。午後五時道後に之き鮒屋に宿す。夜西川通徹来る。

○ 十二日 草間時福、西川通徹来る。午后迄談話す。夜北京町涼風亭に行き、永尾忠明と会し飲談。
(中略)

○ 十五日 午后永尾忠明を訪ひ。夜大街道巽小学校に於て臨時演説会を開き余輩臨席。

○ 十六日 午后公園内博覧会を過り、六時永尾忠明の宅に臨み、公共社員十余名と会飲。夜一時道後に還り魚鮒屋に登り妓阿雪を召す。

植木らの来訪をうけて公共社は、再興愛国社に加盟することに決定した。明治十一年九月公共社は大阪で開催された愛国社再興大会に、同社代表として高木明暉、内藤正格の兩名を派遣した。⁽³¹⁾ すなわち公共社は、一地域の民権政社から全国運動の一翼をになう民権政社へと大きく脱皮することになったのである。

愛国社再興大会には、松山公共社をはじめ、土佐立志社、宿毛合立社、鳥取共立社、福岡成美社など政社の代表者が多数出席し、「愛国社再興合議書」全十二条を定め、成功裏に終了するが、それから三か月後の十一月十二月、植木枝盛は再び松山を訪れ、草間らに面会している。『植木枝盛日記』は、次のように記している。⁽³²⁾

○二十五日 松山に往き（大江直と伴たり）途中にて永尾忠明に会し（永尾氏此日風早郡長に任じ今日其地に赴く所）海南新聞社にて高木明暉に会し、中学校に於て草間時福に会し、岩村高俊を其宅に訪ひ、夕道後に抵り、鮎屋に宿す。温泉に浴す。

○二十六日 温泉に浴す。昨日より風気あり。十二時道後を発し、松山に行き草間時福を問ふ。談久焉。四時三津に回る。寒氣最甚し。少しく雪ふる。日中終夜大風来らず。

こうして愛媛県の自由民権運動は、土佐の立志社や徳島の自助社にかなり遅れをとったものの、公共社の出現により大きく変貌した。幹部、社員たちが精力的に演説会を開催したり、機関紙『海南新聞』の読者拡大を図った結果、自由民権思想は、またたく間に県下に広がったのである。正岡子規が「東海紀行」のなかで、「草間先生ノ此校ニ来リ演説ヲナスヤ伊予全国之ガ為ニ始メテ演説ノ有益ナルコトヲ知りタルナリ。故ニ伊予全国ノ人民ハ常ニ眼ヲ中学校ノ演説会ニ注ケリ。是レ其本源ナレバナリ」と述べているように、草間の演説は、卓越したものがあり、注目的であつたようである。子規の友人でもあつた三並良は、当時の松山中学校生徒たちの政治や演説に対する熱狂ぶりについて、次のように回想している。⁽³⁴⁾

子規や私の中学時代は県会が開設されてから、間もない時だった。その上、その頃は県令岩村も、中学校長草間も自由民権の宣伝者で、岩村も、草間も街頭に立つて、政談演説を盛んにやった。……こんな関係で松山は新思想による政治熱に浮されて居た。我々少年も亦大人に真似たか、中学の課業を休んでは、県

会の傍聴に行ったり、演説会にも出かけた。

しかし、草間の松山での生活も四年の長期に及び、明治十二年七月二十二日をもって三回目の契約更新も任期切れとなることから、草間はこの機会に松山中学校校長を辞し東京に戻ることを決意した。草間は七月二十四日、多くの市民に惜しまれつつ松山を去ることになったのである。永江為政「遊学日記」は、草間を見送る人々の様子をつぎのように記している。⁽³⁵⁾

早朝草間先生を送る人力車二百余輛、列を作って松山を発し、三津ヶ浜窪田に到り休憩す。岩村権令を始め窪田の新座敷にて陣取られて、別盃を交換せらる。三津ヶ浜には、見送りの人を以て黒山を築けり。

五 民権家として

松山を出発した後、しばらく京都に滞在した草間は、明治十二年九月十一日東京に戻り、⁽³⁶⁾ 交詢社創設準備の事務を手伝うことになった。交詢社加入の勧誘状の宛名書きをしたり、時によっては加藤幸三郎宛十一月六日付書簡にみられるように福沢の代理人として勧誘状を発送したり、⁽³⁷⁾ さらに福沢が勧誘すべき人物として直接推薦してくるのに対処するなど、草間の役割は手伝いとはいえ、決して軽いものではなかった。例えば、次の福沢書簡は交詢社員勧誘にあたってしている草間に対し、長沼村小川武平を紹介するものである。⁽³⁸⁾

此人ハ下総国下埴生郡長沼村小川武平ト申、老生多年知る者なり。此度地方之有志を募り、先ツ三、五名
交詢社加入之申參候ニ付、兎二角ニ一度御目ニ掛り置度との事ニ付、御逢被下度候。要用而已申上度、早々
頓首。

十一月十六日

福 沢

草 間 様

また、草間はこのような交詢社創設事務を手伝う一方で、三田演説会にも参加、明治十二年九月二十七日に
「東洋連衡論」、十月十一日に「地方士族未来記」、十月二十五日に「往来通信論」、十一月二十二日に「封建史
ノ説」と題する演説をそれぞれおこなっている。⁽³⁹⁾ また十二月七日には『朝野新聞』論説欄に「学士会院諸君に
告グ」と題する論文、十二月二十四日には『嚶鳴雜誌』に「活動社会」と題する論文をそれぞれ寄稿するなど、
かれの言論活動に対する意欲は高まるばかりであった。

明治十三年一月、草間は朝野新聞社に入社した。同新聞社はいかれの筆禍事件以来、因縁の深い新聞社だが、
他の新聞社にも草間に触手をのばしているところがあつたらしい。城泉太郎の「日記」明治十二年の項には次
のような記述がある。⁽⁴⁰⁾

此年（明治十二年…筆者註）北越新聞発刊ノ計画アリ、太刀川文吉、大橋佐平等ヨリ屢々相談ヲ受ク、草
間時福氏ヲ雇フコトニ決ス、

『北越新聞』は、のちに草間が赴任することになる新聞社である。また、「太刀川文吉」、「大橋佐平」はともに長岡出身の出版人である。右の資料からは城泉太郎が相談を受けていただけなのか、具体的な話が草間にまで持ち込まれたのかどうかは不明だが、少なくとも草間は、この時点で『朝野新聞』以外の新聞社からも期待された人材であったことは疑いがない。『朝野新聞』は草間の入社について次のように報じている。⁽⁴⁾

昨年以来頻リニ社員ヲ増加シ浅野々田青木ノ諸子ヲ聘召シ旧社員ト與ニ編輯ヲ分担セシメ、今年ニ至ツテ草間時福氏ノ入社アリ。論説雜録雜報翻訳尽ク其課ヲ立テ又課中ニ就テ之ガ掛リヲ置ケリ。

文中、「浅野」とあるのは浅野乾、「々田」とあるのは不明だが、「青木」とあるのは青木匡をさしている。この頃の『朝野新聞』の署名入り論説の担当者は、末広重恭、高橋基一、浅野乾、青木匡、高井俊などであり、これらの執筆メンバーに草間も加わるようになったのである。草間が朝野新聞社に入社した明治十三年一月以降、同新聞社を退社し新潟県長岡で創刊の『北越新聞』総理となる明治十四年三月までの間に、かれが寄稿した署名入りの論説はおよそ次の通りである。

明治十三年一月八日 『朝野新聞』 独我自立論第一

明治十三年一月十三日 『嚶鳴雜誌』 活動社会（前号ノ続）

明治十三年一月十四日 『朝野新聞』 今ノ政体ハ今ノ人智ニ適スルカ

明治十三年一月二十日 『朝野新聞』 独我自立論第二

- 明治十三年一月二十二日 『朝野新聞』 支那ノ国勢ヲ論ズ
- 明治十三年二月六日 『朝野新聞』 政府新タニ名東県ヲ置カントス
- 明治十三年二月十七日 『朝野新聞』 支那語学ノ要用ナルヲ論ズ
- 明治十三年二月二十二日 『朝野新聞』 国憲三綱論
- 明治十三年三月六日 『朝野新聞』 外交政略ノ方向
- 明治十三年四月十三日 『朝野新聞』 内閣分離論
- 明治十三年四月二十二日 『朝野新聞』 告御巡幸地方之人民
- 明治十三年五月八日 『朝野新聞』 權利ノ思想
- 明治十三年五月十四日 『朝野新聞』 日本人民ハ乞願ノ權利ヲ有セザルカ
- 明治十三年五月十五日 『朝野新聞』 日本人民ハ乞願ノ權利ヲ有セザルカ（昨日ノ続）
- 明治十三年五月十九日 『朝野新聞』 発論ノ自由
- 明治十三年五月二十七日 『朝野新聞』 府県會議員諸君ニ告グ
- 明治十三年六月二日 『朝野新聞』 財産ノ堅固
- 明治十三年六月十日 『朝野新聞』 主義ノ勢力ハ未ダ土地ノ勢力ニ及バザルカ
- 明治十三年七月十四日 『朝野新聞』 人ヲ省クハ事ヲ省クニ如カズ
- 明治十三年八月一日 『朝野新聞』 政治神經ノ説
- 明治十三年八月十六日 『嚶鳴雑誌』 何ニ依テ人民ハ政府ニ服従スルカ
- 明治十三年九月八日 『朝野新聞』 国会ハ宜ク尚早キニ開クベシ

- 明治十三年九月九日 『朝野新聞』 国会ハ宜ク尚早キニ開クベシ（前号ノ続）
 明治十三年九月二十七日 『嚶鳴雜誌』 何ニ依テ人民ハ政府ニ服従スルカ（第二稿）
 明治十三年十月二日 『朝野新聞』 改革ノ説
 明治十三年十月七日 『朝野新聞』 改革ノ説（去四日ノ続）
 明治十三年十一月十三日 『朝野新聞』 政治上最大勢ヲ有スルモノハ何カ
 明治十三年十一月十四日 『朝野新聞』 政治上最大勢ヲ有スルモノハ何カ（前号ノ続）
 明治十三年十二月五日 『朝野新聞』 愛蘭土ノ独立
 明治十三年十二月七日 『朝野新聞』 愛蘭土ノ独立（一昨五日ノ続）
 明治十四年一月二十一日 『朝野新聞』 幸福ノ説
 明治十四年一月二十二日 『朝野新聞』 幸福ノ説（昨日ノ続）
 明治十四年二月二日 『朝野新聞』 京都府下有志諸君ニ告グ
 明治十四年二月十七日 『朝野新聞』 人民ノ時代

右の一覧をみると、『嚶鳴雜誌』に寄稿した論説が数編あるが、他紙に寄稿することは、この当時においては、別段咎められることではなく、草間のみならず多くのジャーナリストたちがやっていたことであった。いうまでもなく『嚶鳴雜誌』は、元老院大書記官の沼間守一が辞官後設立した嚶鳴社の機関誌（明治十二年十月創刊）であるが、ここにはあらゆる都市ジャーナリスト・民権家たちが寄稿しており、国友会の馬場辰猪をはじめ、朝野新聞社で同僚の高橋基一、浅野乾、青木匡などもその常連だったのである。

しかしながら、明治十三年一月以降、草間の活動拠点がそれまでの慶應義塾から離れ、福沢との関係もこの頃から疎遠になっていったことは否めない。前坊洋が「三田演説会で演説をしていた頃、草間は交詢社の設立準備にも関係しているようであるし、その発会とともに社員の列にも加わっている。にもかかわらず、草間が福沢から離れていったことは二〇四八号書簡によって明瞭である」と述べているように、福沢と草間の距離は確かに遠くなるばかりであった。ちなみに「二〇四八号書簡」（現在は五二五号書簡）というのは、明治十三年十月二日付の村井保固宛福沢書簡のことだが、その文末には次のような一節がある。⁽⁴³⁾

過日草間への御手紙ハ届申候。同人ハ此節朝野新聞社ニ入り勉強いたし候由、数月来絶テ面会も不致、如何いたし居候哉、音信無之候。

草間がなぜ福沢との距離を置くようになったのか。草間が明治十三年九月十一日に交詢社を退社していることを考えると国会開設運動に対する福沢の消極的姿勢に飽き足らなくなったことが一因とも考えられるが、鎌田栄吉は次のような談話を残している。⁽⁴⁵⁾

……それで福沢先生はもう慶應義塾を止めてしまふといひ出した。……けれども皆が何とかしなければならぬといふので、一番多い人は五六百円出し、吾々は少しも銭が無くて困るのですけれども三百円出しました。それで何でも四万二千円ばかり集まった。これが慶應義塾でなければそんな金は集まらぬです。それでクサマトキユキ(百シ)（漢字不明）(草間時福)といふ人があつて横浜で京浜日報といふ新聞を出して居て、大分

(沼間守一)

沼晋一の弟子か何かになって慶應義塾を悪くいひ出した。慶應義塾では譜代、外様相集まって協議して流石に四万円とかの金が集まったといふやうなことを新聞に書いた。その時に理事委員会といふものを拵へた。……

いうまでもなく「クサマトキユキ（漢字不明）」は「クサマトキヨシ（草間時福）」、「沼晋一」は「沼間守一」のことであろう。明治十三年九月の福沢の廢塾宣言をうけて慶應義塾は同年十月二十五日、慶應義塾維持法案を定め維持資金の公募に乗りだし、翌十四年一月二十三日には慶應義塾仮憲法を定め、経営の中核を担う理事委員会を発足させたのであるが、右の鎌田談話は、この間の草間の言動が慶應義塾に対し、きわめて批判的であったことを指摘するものである。もしもこの鎌田談話が真実を伝えるものだとすれば、草間と福沢の離間は、単に政治思想上の問題だけでなく、より奥深い別の理由があったと推測せざるをえないであろう。

さて、草間の朝野新聞社時代において最も注目すべき出来事は、草間自身の国会期成同盟への加入とそれに引き続く自由党準備会への積極的な参画である。

明治十三年十一月十日から二十七日まで、東京において国会期成同盟第二回大会が開催され、草間は嚶鳴社員として沼間守一とともにこの大会に出席した。草間が嚶鳴社員になった時期はよくわからないが、おそらく『嚶鳴雜誌』が創刊された明治十二年十月前後のことではなかろうか。当時の嚶鳴社は、「のちの自由・改進の二派」を包括する「幅広い自由主義の団体」⁽⁴⁶⁾だったが、沼間や草間は、嚶鳴社のなかでもよりリベラルな立場にあり、かれらの指導のもとに嚶鳴社の多くの人々は、国会期成同盟の一翼を担うことになったのである。国会期成同盟第二回大会は植木枝盛を中心とする愛国社グループが提出した政党（自由党）結成案をめぐって激

しい議論がおこなわれた大会だったが、反対者も多く、国会期成同盟全体を一気に政党に改組しようとする試みは失敗に終わった。

しかし、政党結成を推進する愛国社グループに加えて、これに同調する人々は、大会終了後の十二月十二日および十五日の両日、築地寿美屋に集まり、相談会を開いた。両日の出席者は、河野広中、山際七司、中江篤介、内藤魯一、山田平左衛門、森脇直樹、島地正存、植木枝盛、井手正光などで、嚶鳴社の草間時福、沼間守一、吉田次郎もこれに加わった。会議では、「自由党結成盟約」と「自由党申合規則」が定められ、翌十四年の九月十日に「第一期の議事」を開くこと、事務所は仮に東京横浜新聞社に置き、事務員は沼間、草間、吉田、野村本之助とすることなどが決定され、自由党の正式結党へ向けての準備が進められることになった。

こうして、沼間、草間ら嚶鳴社員は自由党の創立準備の中核を担うことになったが、その後の状況を見ると設立準備作業は、必ずしも順調に進まなかった。要因としては、自由党機関紙として沼間が社長をつとめる『東京横浜毎日新聞』を採用せず、党独自の機関紙発行の構想が示されたことで、沼間が準備作業から手を引いたことがあげられているが、詳しい真相はよくわからない。

明治十四年三月、草間は朝野新聞社を辞め、のちの博文館の創業者大橋佐平が創刊した『北越新聞』の総理となり、新潟県長岡へ赴任した。⁽⁴⁷⁾『北越新聞』にすれば、明治十二年以来の意中の人物を獲得したことになる。しかし、自由党設立準備の仕事は、草間の長岡赴任によって、さらに一層停滞することになり、それとともに嚶鳴社の存在感が以後急速に薄れていったことは、否めないであろう。

長岡滞在中の草間は、『北越新聞』の紙面作りに奔走する一方、長岡における自由民権思想の普及に全力を注いだ。とりわけ同年八月から九月にかけて空前の聴衆を集めた新潟県下巡回演説会では、東京から招かれた

佐伯剛平、馬場辰猪らとともに、連日登壇する活躍をしている。草間の演説の演題は次の通りである。⁽⁴⁸⁾

八月二十七日	於北魚沼郡正園寺	「関西貿易会社ノ専売ヲ論ズ」
八月二十八日	於北魚沼郡成就院	「懶惰を以て保護するの関門將に破れんとす」
九月二日	於見附町智徳院	「彼可取而代也」
九月四日	於三条一ノ木戸校	「人民政治ノ説」
九月五日	於新津町菓城寺	「代議人ト租税ノ関係」
九月七日	於水原町長楽寺	「国ノ至貴」
九月八日	於新発田町長徳寺	「国会ハ智識ニ生セス」
九月九日午前	於同前	「政治上ノ秘密」
九月九日夜	於村上町	「社会ノ弊害」
九月十日	於村上町	「内閣責任論」
九月十一日	於中条町	「政治家ノ通弊」
九月十三日	於新潟町古町湊座	「独裁政治」
九月十四日	於新潟町古町湊座	「東洋再ヒ魯国ヲ生ズル勿レ」
九月十五日	於卷村妙光寺	「政府ノ基礎」
九月十九日	於柏崎町西福寺	「實際ハ愚ヲ弊フノ口実乎」
九月二十日	於柿崎善導寺	「琉球 ^(題) 所分論」

九月二十六日 於高田田端町大漁座 「責任論」

九月二十七日 於高田田端町大漁座 「政府ノ精神」

しかし、『北越新聞』は十四年十月に廃刊となり、草間は東京に戻ることになった。草間の長岡滞在は、わずか半年余りで終わったのである。

ところで草間が東京を留守にしていた間に、国会期成同盟の内情は、大きく変貌していた。この間、沼間ら喫鳴社の人々は、林包明ら土佐派から激しい批判を浴びせられ、きわめて苦しい状況に追い込まれていたのである。例えば土佐派の民権家で国会期成同盟常務委員の林包明は、「国会期成同盟本部報」明治十四年七月二日付のなかで、次のような批判をしていた。⁽⁴⁹⁾

国会開設ノ事ノ如キ、古来輕薄ノ誹リヲ免レサル都人士ト雖トモ、今日ニ於テハ大ニ此ニ注目シ、已ニ二三有名ナル某等ノ如キハ、今ノ農商△○某ヲ推シテ党首トシ、国会開設ノ日ニ於テ、其政党ヲ組織スルノ予備トシ、其新聞ヲ以テ其党ノ機械トシ、併セテ大ニ其党集ヲ募集センガ為メ府会終日ノ後直ニ内国ニ漫遊セントス

右の文中「某等」とあるのは沼間らを指し、「農商△○某」とあるのは農商務卿河野敏鎌を指している。また「其新聞」とあるのは『東京横浜毎日新聞』のことである。さらに「府会終日ノ後直ニ内国ニ漫遊セントス」は、東京府会議員であった沼間が府会修了後、各地を漫遊しようとしているという趣旨である。要するに、沼

間など嚶鳴社系都市民権派の人々は、農商務卿河野敏鎌を党首にむかえ、『東京横浜毎日新聞』をその機関紙として新たな政党結成をめざしているというのである。

政党結成の主導権をめぐるこのような嚶鳴社系都市民権派と立志社系地方民権派の対立・抗争は、日を追って激しくなり、林包明ら地方民権派は、ついに十月十八日、圧倒的に優勢な勢力を背景に、自由党結党大会（十月十八日―二十九日）の開催に踏み切った。同大会に出席したのは、国会期成同盟系地方民権派の人々、それに馬場辰猪、末広重恭ら国友会系に代表される都市民権派の一部の人々であり、沼間守一、草間時福ら嚶鳴社系都市民権派の人々は、いずれも不参加であった。

明治十四年十一月、草間は、沼間が経営する東京横浜毎日新聞に入社し、翌十五年二月二十七日には、東京府会議員選挙に麹町区から立候補、当選した。⁽⁵⁰⁾すでに東京府会議員として活躍していた沼間も神田区から立候補、再選された。『朝野新聞』は、この選挙の結果を次のように報じている。⁽⁵¹⁾

去廿七日府下十五区六郡とも第三期府会議員の改選あり。其当選になりし人々は、○麹町区前島密、大塚剛介、草間時福、井伊直憲、水野忠幹、○神田区河野敏鎌、沼間守一、○日本橋区……

明治十五年四月十六日、大隈重信が率いる立憲改進黨の結党式が東京明治会堂で行われた。沼間ら嚶鳴社員が多くが同党に入党することになったが、草間は筋を通してこれに同調せず入党しなかった。沼間らがなぜ立憲改進黨に入党することになったのか。伊藤痴遊は、次のように観察している。⁽⁵²⁾

沼間の立場は、頗る苦しかった。従来の因縁からすれば、板垣に附くべきであるが、感情に於て、馬場辰猪と相容れず、河野敏鎌を通して、大隈に接近して居たから、改進黨の方へ、終に走ってしまった。殊に、沼間の考は、大隈の背後に、福沢諭吉が居るのだ、改進黨へは、慶應出身の英才、傑物が行くものと見た。党の地盤も、都市を中心にする外なし、と考へたから、大隈へも、その点に就て、大に注意を與へそれが容れられるに至って、板垣を離れ、大隈の味方となり、自由党なるべき行掛りを一擲し、改進黨の創立に、努力したのであった。

こうして沼間は、自由党創立準備委員であつたにもかかわらず自由党には入党せず、立憲改進黨に入党した。その行動は、まさに「自由党なるべき行掛り」を「一擲」するものであつたといえるだろう。

沼間と同一行動をとらなかつた草間の場合、ほぼ同じ頃（四月）、大阪の立憲政党内入党した。⁽⁵³⁾立憲政党内、近畿自由党を前身とする自由主義政党内、明治十四年十一月に発足した。草間は、のちに『新旧時代』誌上で、自らの立憲政党内入党の経緯や同党機関紙『日本立憲政党内新聞』の誕生秘話を披露している。⁽⁵⁴⁾

大阪立憲政党内自由党の別働隊の如くあつて自由党副総理中島信行を総理とし大阪の重なる代言人を中心として組織されたものであつた。中島信行より来いといふので大阪へ行つたのが、明治十五年の夏^(四月)であつた。その創立当初のことは詳しく知らぬが、自由民権を唱導して大阪の自由黨員らが関西各地を遊説してゐるうち、大和の土豪土倉庄三郎を見出し土倉氏より三万円か五万円かの金が拠出されたのであつたと聞いている。その金で『大阪日報』を買収して『日本立憲政党内新聞』と名づけ之を機関紙とした。

これにより、自由党の別働隊ともいわれる立憲政党は、総理に自由党副総理の中島信行を迎え、大阪の代官を中心組織されたものであったこと、草間が立憲政党に入党したのは中島に誘われたためであったこと、機関紙『日本立憲政党新聞』は、大和の土豪土倉庄三郎の財政支援によって『大阪日報』を買収し、名称を改めたものであったこと等々、興味深い事実がわかる。要するに草間は、板垣退助の自由党には入党しなかったものの、大隈重信の立憲改進黨にも入党せず、自由党の別働隊の立憲政党に入党することによって、自由民権運動家としてのかれの信念だけは貫き通したのであった。

立憲政党の結党当初からの幹部は、古沢滋、沢辺正修、小室信介、田口謙吉らであったが、一足後れて草間や永田一二、河津祐之らがこれに加わり、同党は、一層充実することになった。草間は、立憲政党の主要な人物・人材について、後年、次のような論評をしている。⁽⁵⁵⁾

党の重なる人達は、古沢滋、沢辺正修、岡崎高厚、小島忠里、甲田良造、菊地侃二、森作太郎、土居通豫、永田一二、吉積善藏、城山精一、新井豪等であった。このうち甲田良造はまだ存生^(生)している。菊地侃二は後に大阪府知事になった人である。森作太郎は府会議長をしていた。岡崎高厚、小島忠里、吉積善藏は弁護士。沢辺正修は宮津の人で三丹で鳴らしたものであったがこの新聞では会計主任として非常に働いた。城山精一は演説の名手で遊説のときには先頭に立ってゐた。新井豪は関東よりきた人で後に代議士となった。古沢滋はこの新聞の主筆をしていた。河津祐之は当時大阪の検事長をしてゐたが名古屋に左遷されたので自分は氏を招聘に名古屋にまで出掛けて行って到頭大阪に連れ帰り、客員として入社して貰った。名

古屋に行ったとき東京よりは肥塚龍がそこに来合せてみて肥塚とは面識があつたが顔を合はさずに帰つた。肥塚は東京専門学校創立に河津を其校長に引張るために来たのだといふことであつた。

しかし、立憲政党の活動は長くは続かなかつた。集会条例の改正、資金の不足などで党勢の維持・拡大が困難となつた上に、当時の大阪府警部長大浦兼武は、『日本立憲政党新聞』を頻繁に発行停止処分するなど徹底した敵視政策をとり、立憲政党の弱体化は、避けようがなかつたからである。

こうして立憲政党は、創立からわずか一年四か月目の明治十六年三月十五日、解党を宣言し、他方、『日本立憲政党新聞』も明治十八年八月三十一日、廃刊のやむなきに至つたのである。

六　むすび

以上、自由民権運動家としての草間時福の足跡をたずねてきたが、かれの民権運動家としての活動は、ほぼ明治十七年で終わることになる。すなわち草間は、自由党本部から星亨、大井憲太郎、加藤平四郎、宮部襄を迎え、明治十七年六月五日に大阪横堀で開催された関西有志懇親会に大阪在住の運動家として出席したあと、めだつた行動をとることもなく、かれの名前は、突然、自由民権運動の世界から消え去つたのである。この点について、三木幾太郎編『疑問の人』は次のように述べている。⁽⁵⁷⁾

政界より煙の如く消え失せたる彼の、生死さへも不明に寂として聲なき事既に奇なり。況や職員録を閲

して、通信省管内に到れば、航路標識監理所長に草間時福なる、四字の姓名を発見するに於てをや。何人と雖も其奇遇に一驚を喫すべし、政党の有力者と灯台の番頭と同名異人か、同一人か、暫く呆然たらざるを得ず。而して其同一人たる証明したる時、先ず吾人の脳中に浮び出づる疑問は、彼は何の為に灯台下に闇く隠る、かの一点にあり。

「煙の如く消え失せ」「生死さへも不明」といわれた草間が、実は一転して官界へ転身していたという話は『疑問の人』の著者ならずとも、信じがたい話である。長年自由党系ジャーナリスト・都市民権運動家として一貫して明治政府を批判してきた草間の場合、意外の感がとくに深い。

官界転身後の草間は、明治十七年工部省准奏任御用掛となり、その後通信省灯台局次長、同省郵便為替貯金管理所長、東京郵便電信学校長、航路標識管理所長などを歴任、大正二年に退官するまで、実に二十九年間を明治政府の能吏として過ごしたのであった。⁵⁸自由民権運動家として活躍したかれの前半生と明治政府の官吏として過ごした後半生とは余りにも対照的だが、草間がなぜ、官界へ転じたのか。かれに一体いかなる事情があったのか。その理由は今もなお不明であり、大きな謎として残っている。

草間の著作としては各新聞紙上に発表した多数の論説があるが、そのほか訳書として、ジョン・ルッセル・ヤング『克蘭度氏世界漫遊記』（東京西山松之助、明治十三年）、チエル『評論仏国革命全史』（東京混々堂、明治十七年）、グラッドストーン『英米憲法比較論』（大阪日野九郎兵衛、明治十九年）などがある。昭和七年一月五日、草間は波乱に満ちた生涯を閉じた。享年七十八歳。墓所は東京青山墓地にある。

注

- (1) 久我懋正編『現今民権家品行録』秩山堂、明治十五年、五二頁―五五頁。
- (2) 三宅虎太郎編『民権自由日本演說軌範』甘泉堂他、明治十五年、九六頁―一〇三頁。
- (3) 三木幾太郎編『疑問の人』東京毎夕新聞社、大正二年、二五八頁―二五九頁。
- (4) 永江為政編『四十年前之恩師草間先生』草間先生謝恩会、大正十一年。
- (5) 宮武外骨・西田長寿『明治新聞雜誌関係者略伝』みすず書房、昭和六十年、六三頁。
- (6) 『国史大辞典』第四卷、吉川弘文館、昭和五十八年、七五〇頁。
- (7) 『明教』第三二号、松中・東高同窓会、平成十三年、一三六頁―一四四頁。
- (8) 『慶應義塾入社帳』第一卷、慶應義塾福沢研究センター、昭和六十一年、六五四頁。
- (9) (10) 「慶應義塾学業勤惰表」(慶應義塾福沢研究センター蔵)。
- (11) 前掲『四十年前之恩師草間先生』一二頁。
- (12) 前掲『四十年前之恩師草間先生』二四頁―二五頁。
- (13) (14) (15) 『朝野新聞』明治九年二月十九日付。
- (16) 『朝野新聞』明治九年二月二十二日付。
- (17) 『朝野新聞』明治九年三月十二日付。
- (18) 『朝野新聞』明治九年四月七日付。
- (19) 草間時福「懷旧談」前掲『四十年前之恩師草間先生』一二五頁―一二六頁。
- (20) 前掲「懷旧談」前掲『四十年前之恩師草間先生』一二六頁。
- (21) 『朝野新聞』明治九年四月十五日付。
- (22) 註20に同じ。

- (23) 『朝野新聞』明治九年四月十五日付。
- (24) 前掲「懷旧談」前掲『四十年前之恩師草間先生』一二七頁。
- (25) 同前。
- (26) 松崎欣一編『三田演説会資料』慶應義塾福沢研究センター資料(4)、平成三年、二〇六頁。
- (27) 前掲「懷旧談」前掲『四十年前之恩師草間先生』一二七頁。
- (28) 『自由党史』上巻、岩波文庫、二六〇頁―二六一頁。
- (29) 山本盛信「政治的文化の恩人たる草間先生」前掲『四十年前之恩師草間先生』一四九頁。
- (30) 『植木枝盛日記』高知新聞社、昭和三十七年、九三頁―九四頁。
- (31) 前掲『自由党史』上巻、二四六頁。
- (32) 前掲『植木枝盛日記』一一九頁。
- (33) 正岡忠三郎編、『子規全集』第九巻、昭和五二年、九七頁。
- (34) 前掲『子規全集』別巻三、昭和五十三年、一七七頁。
- (35) 永江為政「遊学日記」前掲『四十年前之恩師草間先生』三九頁。
- (36) 前掲「遊学日記」前掲『四十年前之恩師草間先生』四二頁。
- (37) 福沢諭吉書簡(書簡番号四〇三)『福沢諭吉書簡集』第二巻、二七九頁―二八〇頁。
- (38) 福沢諭吉書簡(書簡番号四〇九)『福沢諭吉書簡集』第二巻、二八七頁―二八八頁。
- (39) 前掲『三田演説会資料』一四一頁―一四二頁。
- (40) 『城泉太郎著作集』長岡市史叢書三七、平成十年、一九頁。
- (41) 「本社沿革ノ概略」『朝野新聞』明治十三年一月四日付。
- (42) 前掲『朝野新聞』から得た史料の報告『福沢手帖』第六一―六二号、平成元年六月、一四頁―一六頁。

- (43) 『福沢諭吉書簡集』第三卷、平成十三年、四〇頁。
- (44) 『交詢社百年史』昭和五十八年、一八一頁。
- (45) 鎌田栄吉「自伝を語る」『鎌田栄吉全集』第一卷、昭和十年、一九三頁―一九四頁。『交詢社百年史』昭和五十八年、五〇一頁―五〇二頁。なお、鎌田談話中にみえる『京浜日報』は存在しない。あるいは『東京横浜毎日新聞』を指すのかもしれないが、同紙に該当記事はみあたらない。
- (46) 前掲『明治新聞雑誌関係者略伝』一八七頁。
- (47) 当時長岡在任の城泉太郎の「日記」（明治十四年三月の項）にも、「此月北越新聞ノ開業式」とみえている（前掲『城泉太郎著作集』二二頁）。
- (48) 江村栄一『自由民権革命の研究』法政大学出版社、昭和五十九年、四二二頁―四一五頁。
- (49) 江村栄一『嚶鳴社憲法草案』の確定および『国会期成同盟本部報』の紹介『史潮』第一一〇・一一一合併号、昭和四十七年十二月、六二頁。
- (50) 明治史料研究連絡会『明治前期府県会議員名簿（上）』昭和三十四年、八八頁。なお、草間が実際に東京府会議員に就任したのは同年七月であり、以来翌十六年六月までその任にあつた。
- (51) 『朝野新聞』明治十五年三月二日付。
- (52) 伊藤痴遊「沼間守一（完）」『痴遊雑誌』第二卷第一号、昭和十一年、三〇頁。
- (53) 「立憲政党名簿」（明治十五年十月）によれば、草間の止宿先は、「東区大川町淀屋橋東入原平兵衛方」であつた。
- (54) 草間時福「大阪立憲政党のこと」『新旧時代』第二年第四・五冊、大正十五年八月、一一頁。
- (55) 前掲「大阪立憲政党のこと」『新旧時代』第二年第四・五冊、一二頁。
- (56) 前掲『自由党史』中巻、三七三頁。
- (57) 三木幾太郎編『疑問の人』大正二年、二五八頁。

(58) 「公文録」明治十七年・第二百卷・官吏進退(工部省)。